

茨木市立上中条青少年センターの利用に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市立上中条青少年センター(以下「青少年センター」という。)の貸室、学習室及びラウンジ利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸室の利用登録)

第2 茨木市立青少年センター条例施行規則(平成22年茨木市教育委員会規則第30号。以下「規則」という。)第4条に規定する、青少年センターの利用登録申請ができる場合は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者が半数以上を占め、2人以上の団体として利用するときとする。

2 利用登録に際し、月額3,000円以上の会費を徴収する団体は、利用登録不可とする。

3 利用登録の有効期間は1年以内とし、更新の始期は、4月1日とする。

(貸室の利用団体)

第3 第2第1項の規定により青少年センターの利用登録申請ができる団体は、青少年団体、免除団体、アンダー30団体及び一般団体とする。

2 青少年団体とは、青少年(18歳未満の者及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある者をいう。以下この項において同じ。)が2人以上かつ半数以上で構成する団体であって、当該青少年が主体若しくは青少年を対象として活動を行うもの又は青少年が2人以上かつ乳幼児又は障がい児を構成員に含む団体であって、健康及び福祉の増進を目的とした活動として教育委員会が認める活動を行うものをいう。この場合において、青少年団体は、利用登録時に青少年活動確認票(様式第4号)を教育委員会に提出し、教育委員会は青少年活動確認票が提出された団体名を公表するものとする。

3 免除団体とは、規則第7条第1項第2号及び第3号に規定する団体をいう。

4 アンダー30団体とは、18歳に達した日以降における最初の4月1日から30歳に達する日までの間にある者が、2人以上かつ半数以上を占める団体をいう。

5 一般団体とは、第2項から前項までに規定する団体以外の団体をいう。

第4 青少年団体は、利用登録時に青少年活動確認票(様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により青少年活動確認票が提出された青少年団体について、団体名を公表するものとする。

3 アンダー30団体及び一般団体が、青少年センターを青少年活動として利用

する場合（当該利用時のみ青少年団体の要件を満たして活動する場合をいう。）は、その活動の都度、利用許可申請までに青少年活動確認票を教育委員会に提出しなければならない。

- 4 第1項及び前項の青少年活動確認票により、当該団体の活動が青少年団体の要件を満たして行われるものであると認めるときは、茨木市立青少年センター条例第11条第2項の規定により、当該団体の活動に係る使用料は、無料とする。

（学習室及びラウンジ利用可能時間）

- 第5 学習室及びラウンジを利用できる時間は、センター開館日の午前9時から午後10時までとする。ただし、利用日時点で満16歳未満の者は午後7時までとする。

（利用）

- 第6 規則第5条に規定するうち、青少年ホールの利用許可申請は午前、午後及び夜間の区分による貸出しとし、その他の貸室については、1時間当たり貸出しとする。

- 2 青少年センター利用許可申請は、次のとおりとする。

- (1) 青少年ホールの利用は1区分を1コマと数え、1日の申込は6コマ、1月の申込は15コマを限度とする。
- (2) その他の貸室については、1時間当たり貸出しとし、1日の申込は24時間、1月の申込は60時間を限度とする。
- (3) 前各号の規定に関わらず、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の2週間前からは、この限りでない。

- 3 青少年ホールにあっては10人以上の利用許可申請とし、その他の貸室にあっては、2人以上の利用許可申請とする。

- 4 学習室及びラウンジの利用は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者が、受付で学習室・ラウンジ利用申込書（様式第1号）に記入して利用の承認を受け、学習室については茨木市立上中条青少年センター利用者証（様式第2号）、ラウンジについては茨木市立上中条青少年センターラウンジ利用者証（様式第3号）の交付を受けるものとする。ただし、学習室については利用日時点で満30歳未満の者のみとする。

（貸室利用の変更）

- 第7 規則第11条第3項の規定により青少年センターの利用変更申請をする場合、変更後の利用年月日及び利用時間は、利用変更を申し出た日から申請可能な利用日までの間の日とする。ただし、1件の利用許可申請につき変更は1度までとする。

（貸室の付帯設備）

- 第8 付帯設備を利用するときは、利用申請時に申し出るものとする。

2 付帯設備の使用料は無料とする。

(利用者の遵守事項等)

第9 利用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 営利、政治又は宗教を目的とする活動を行わないこと。
- (2) 利用時間を守ること。
- (3) 利用時間内に準備及び後片付けを行うこと。
- (4) 16歳未満の者が青少年センターを利用するときは、午後7時までに終了すること（保護者又は指導者が同伴している場合を除く。）。
- (5) 貸館利用の者は、利用終了時には茨木市立上中条青少年センター利用報告書（様式第5号）を提出すること。
- (6) 音楽視聴覚室内のミキサー室を利用する者は、茨木市立上中条青少年センター音響機器等取扱者証（様式第6号）の交付を受けること。
- (7) 施設内で飲酒をしないこと。
- (8) 和室、音楽視聴覚室及び学習室で飲食しないこと。
- (9) 敷地内で喫煙しないこと。
- (10) 管理上必要な指示に従うこと。

(利用の取消等)

第10 教育委員会は、青少年センターの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用の承認を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他教育委員会が不適切と認めたとき。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、青少年センター利用について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。ただし、第3項の規定は、実施の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3及び第4の規定は、この要綱の実施の日以後の日を貸室の利用登録（更新を含む。次項において同じ。）の始期とする貸室の利用団体について適用する。

(準備行為)

- 3 貸室の利用登録の手続その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の実施の日前においても行うことができる。

学習室・ラウンジ利用者申込書

名 前	中学生以下	年 齢	歳	No.		
	高校生以上					
電話番号	— —	来館時間	時 分	受 付 者 (事 務 員 記 入 欄)		
		退館予定時間	時 分			
いずれかに○	茨木市内 (在住 在学 在勤)	退館時間 (退館時記入欄)	時 分			

利用可能時間

●中学生以下：19時まで
 (保護者・指導者同伴の場合22時まで)

●高校生以上：22時まで

表面

茨木市立上中条青少年センター学習室利用許可証

茨木市教育委員会

座席番号

裏面

学習室利用の注意事項

1

飲食禁止です。

2

他の利用者の迷惑にならないよう静かにご利用ください。

3

携帯電話はマナーモードにしてください。

4

電源の利用は禁止です。

5

利用後は机・椅子を元通りにし、利用許可証を事務室に返却してください。

6

貴重品は、各自責任を持って管理してください。
紛失等の事故についての責任は負いません。

7

利用時間は9:00～22:00(16 歳未満は 19:00 まで)です。

茨木市立上中条青少年センターラウンジ利用者証

表面

	茨木市立上中条青少年セン
利 用 者 証	
茨木市教育委員会	
No. _____	

裏面

(注意事項) 1. 1階ロビー及び2階ラウンジを利用するときは、必ず本証を見えやすい位置に着用してください。 2. 退所するときは、本証を必ず受付に返却してください。
--

青少年活動確認票（上中条青少年センター）

◎ 裏面の「青少年活動の認定基準」を読んで、ご理解いただけましたか？	☐ はい	☐ いいえ
------------------------------------	-----------------------------	------------------------------

◆ 団体・グループ名等について

質問項目	回答欄	
1 団体（グループ名）、代表者名をお答えください。 名称： 代表者名：		
2 営利を目的とする法人格を有する企業（企業の名称を掲げて行う活動等を含みます。）が主催又は企画して実施する活動ではありませんか？	☐ はい	☐ いいえ

◆ 今回の活動内容・利用について(2 で「はい」の方のみお答えください。)

質問項目		回答欄	
3 青少年(18歳未満)を対象とし、健全な育成を図ることを目的とした活動ですか？		☐ はい	☐ いいえ
4 今回の活動目的・内容 			
5 今回施設を利用される人数は何人ですか？ 		18歳未満 人 (うち乳幼児又は障がい児) 人	
		18歳以上 人	
		18歳以上の方が多い場合はその理由 	
6 次の注意事項を読んでご理解いただいた上で、青少年活動として無料での施設利用を申請される場合は、回答を記入した日と下の署名欄に代表者の方の署名をしてください。 【注意事項】 この確認票に虚偽の回答があった場合には、次のとおり取り扱います。 (1) 今回の青少年活動としての認定を取り消し、使用料を請求します。 (2) 貴団体にかかる過去の利用についても再度調査し、虚偽の回答が判明した場合には、その時の青少年活動としての認定も取り消し、使用料を請求します。 (3) 今後、貴団体の活動は青少年活動として認定しません。			
年 月 日		署名	

青少年活動の認定基準

社会教育振興課

上中条青少年センターは、青少年の健全な育成を図る活動への支援を目的として、次の両基準ともに該当する活動を「青少年活動」として、使用料を無料とするものです。

1 青少年が主体となる活動及び青少年を対象に実施する事業であること。

- 青少年とは18歳未満の方及び18歳に達した日から、その日以後における最初の3月31日までの間にある方をいいます。
- 青少年が主体となる、学習・文化・レクリエーション活動及び青少年を対象として企画・実施される行事等で、青少年センターを利用する場合に適用します。（営利を目的とする株式会社等の法人格を有する企業が企画若しくは実施し、又は企業の名称を掲げて行う教室等の事業を除きます。）

2 青少年が2人以上の団体で、その人数が半数以上であること。

- 1で定める活動等を行う団体で、青少年が2人以上かつ活動人数の半数以上いる場合に適用します。
- 乳幼児又は障がい児が含まれている団体が、健康及び福祉の増進を目的として行う活動等においては、乳幼児又は障がい児の人数が活動人数の半数に満たない場合でも提要する場合があります。

※ この基準を満たすには、「青少年の健全育成」を目的とした活動を行うことが要件となっており、活動の内容を確認する必要がある場合は、会則・運営状況を示す収支報告書等の書類の提出を提出していただくことがあります。

【青少年活動と認定する例】

- ・ こども合唱団など子どもの文化団体の練習や発表会など
- ・ こども会活動などの社会教育活動
- ・ 保育園・幼稚園の園外活動
- ・ 中学生、高校生のクラブ活動
- ・ 高校生のバンド活動
- ・ 子ども映画会、少年少女囲碁・将棋大会など子どもを対象に実施されるイベント及び当該イベントに伴う会場準備（イベント本体と区分・時間を連続して使用する場合のみ）
- ・ 子どもの参加が必須の読み聞かせの会、夏休み親子工作教室など

【青少年活動に該当しない例】

- ・ 「青少年活動」について企画等を行う会議（ただし、子どもが行う会議に付き添い程度で大人を含む場合は青少年活動として認定する）
- ・ 株式会社等の企業が運営する教室や塾、イベントなど（フランチャイズ等を含む）
- ・ 広く市民全般を対象として実施されるもの
- ・ 子育て支援活動のうち、子どもを対象としないもの
- ・ 保護者を対象にした講演会や勉強会など（児童・生徒を伴っての参加でも利用目的・活動内容が子どもを主体とするものでなければ該当しません。

※利用開始時に施設及び付帯設備に不具合がある場合は、すぐ事務室に報告してください。

茨木市立上中条青少年センター利用報告書

(報告先) 茨木市立上中条青少年センター所長

上中条青少年センターの利用について、下記のとおり報告します。

(ボールペンで記入してください)

利用日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分から 午前 ・ 午後 時 分まで			
利用施設 (利用した部屋に○をしてください)	青少年ホール 料理室 和室 児童室 第 1 会議室 第 2 会議室 音楽視聴覚室			
利用内容				
利用の人員 (内訳)	青少年 (18歳未満)	18歳～30歳未満	一般 (30歳以上)	合計
	人	人	人	人
予定より青少年が大幅に 少なかった場合は、その理由				
利用団体等	利用登録番号	—		
	団 体 名 (個人の場合は氏名)			
	本日の責任者		電話	—
利用場所の 点検項目 (該当する番号に○をしてください)	1. 利用箇所を清掃し、机等の配置を正しく戻しましたか。 2. 利用した機材、備品等は、所定の位置に戻しましたか。 3. 湯沸かし器等の使用器具を止めましたか。 4. 水道栓・ガス栓を完全に閉じましたか。 5. 換気扇は止めましたか。 6. 冷暖房は止めましたか。 7. 窓の戸締まり等をきちんとしましたか。 8. 忘れ物はありませんか。			
備 考 (貸出物等)				

受付者

茨木市立上中条青少年センター音響機器等取扱者証

表面

	茨木市立上中条青少年センター 音 響 機 器 等 取 扱 者 証	
	許可番号	—
	(団体名	)
	氏 名	
写真	年 月 日 交 付	
	年 月 日 まで有効	
茨 木 市 教 育 委 員 会		

裏面

(注意事項)
1. 本証は、茨木市立上中条青少年センターに備え付けてある音響機器等を使用する場合、必ず所持すること。
2. 氏名、団体名に変更があった場合は、すみやかに上中条青少年センター事務室に届け出ること。
3. 本証を紛失した場合は、すみやかにその旨上中条青少年センター事務室に届け出ること。盗難の場合も同様とする。
4. 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
5. 本証の更新を希望する者は、有効期限内に上中条青少年センターに持参して更新手続きをすること。